別　添

１．産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 21 年度実績）による〕

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、62 政令市

②調査内容　　産業廃棄物処理施設の設置数

（２）調査結果の概要

平成 22 年 4 月 1 日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で 21,477 施設（前年度 21,544 施設）となっており、前年度より 67 施設（前年度比約 0.3%）減少している。（表１－１参照）

表１－１　産業廃棄物の処理施設数

区分		施設数（平成22年4月1日現在）		平成21年度分 新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設		19,320	(19,345)	544	130	555
	汚泥の脱水施設	3,532	(3,774)	43	10	190
	汚泥の乾燥施設（機械）	243	(244)	2	4	1
	汚泥の乾燥施設（天日）	67	(70)	0	2	2
	汚泥の焼却施設	680	(683)	18	3	17
	廃油の油水分離施設	258	(260)	17	1	10
	廃油の焼却施設	680	(699)	16	0	21
	廃酸・廃アルカリの中和施設	142	(149)	1	0	11
	廃プラスチック類の破砕施設	1,738	(1,649)	94	29	35
	廃プラスチック類の焼却施設	956	(983)	17	3	26
	木くず又はがれき類の破砕施設	9,283	(9,056)	300	74	187
	コンクリート固型化施設	35	(36)	1	0	1
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	(8)	0	0	0
	シアン化合物の分解施設	151	(161)	5	0	14
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	16	(14)	2	0	0
	ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	(0)	0	0	0
	ＰＣＢ廃棄物の分解施設	17	(19)	0	0	1
	ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	11	(11)	0	0	1
	その他の焼却施設（汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCB を除く）	1,503	(1,529)	28	4	38
最終処分場		2,157	(2,199)	14	17	47
	遮断型処分場	32	(32)	0	0	0
	安定型処分場	1,283	(1,326)	10	11	34
	管理型処分場	842	(841)	4	6	13
合計		21,477	(21,544)	558	147	602

注）１．（　）内は前年度の調査結果

①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,320 施設となっており、前年度との比較では 25 施設（前年度比 0.1%）の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破砕施設が 48.0%、汚泥の脱水施設が 18.3%、廃プラスチック類の破砕施設が 9.0%を占めている。

新規に許可を受けた焼却施設は 21 施設であり、前年度と比べて 2 施設の減少となった。（経年変化は図１－１参照）

②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,157 施設となっており、前年度との比較では 42 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 14 施設であり、前年度と比べて 7 施設の減少となった。（経年変化は図１－２参照）

（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図１－１　焼却施設の新規許可件数

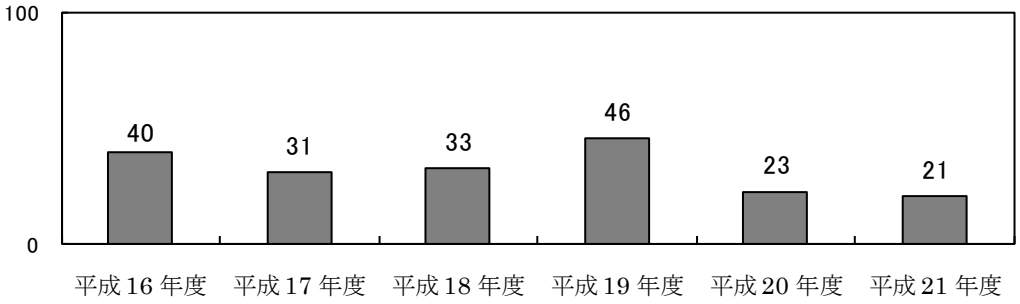

注）　焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で１としているため、表１－１の数値とは一致しない。

図１－２　最終処分場の新規許可件数

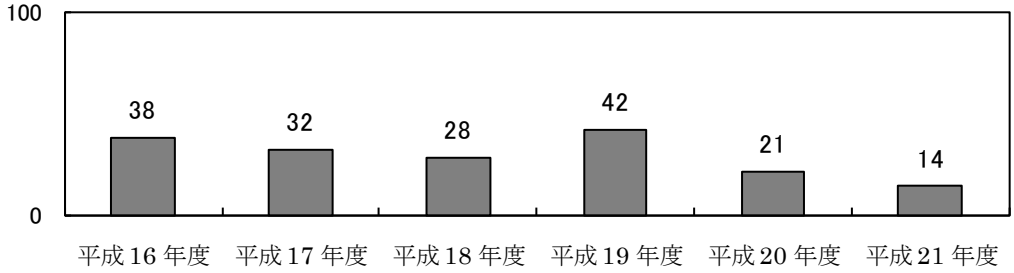

２．産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 21 年度実績）による〕

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、62 政令市

②調査内容　　産業廃棄物処理業の許可件数

（２）調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 22 年４月１日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 11,315 件増加し、327,220 件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、32,077 件であった。（図２－１、表２－１参照）

図２―１　許可件数の経年変化

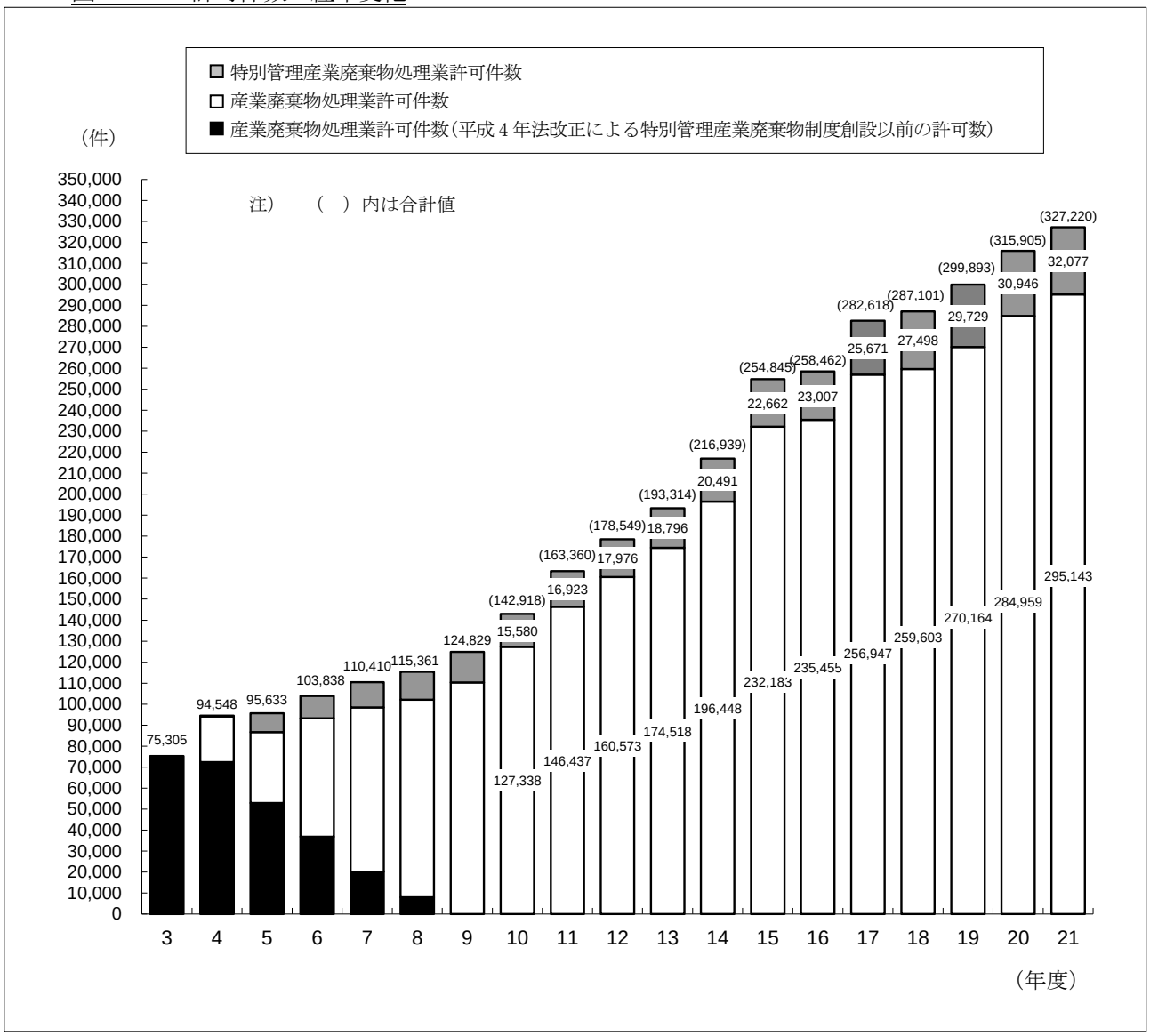

表２－１　産業廃棄物処理業の許可件数（平成 22 年４月１日現在）

許　可　件　数		合　　計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
295,143	32,077	327,220

（内　訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

		許 可 件 数（平成 22 年 4 月 1 日現在）	平 成 21 年 度 新規許可件数	平 成 21 年 度 更新許可件数
収 集 運 搬 業		281,158（ 271,222）	19,412（ 20,062）	38,158（ 35,623）
	積替あり	8,590（ 8,528）	196（ 271）	1,411（ 1,477）
	積替なし	272,568（ 262,694）	19,216（ 19,791）	36,747（ 34,146）
処　分　業		13,985（ 13,737）	509（ 610）	2,430（ 2,346）
	中間処理のみ	12,917（ 12,663）	495（ 592）	2,258（ 2,166）
	最終処分のみ	417（ 428）	7（ 13）	51（ 69）
	中間・最終	651（ 646）	7（ 5）	121（ 111）
合　　計		295,143（ 284,959）	19,921（ 20,672）	40,588（ 37,969）

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

		許 可 件 数（平成 22 年 4 月 1 日現在）	平 成 21 年 度 新規許可件数	平 成 21 年 度 更新許可件数
収 集 運 搬 業		31,184（ 30,064）	1,800（ 1,987）	3,198（ 8,587）
	積替あり	1,166（ 1,144）	29（ 44）	133（ 450）
	積替なし	30,018（ 28,920）	1,771（ 1,943）	3,065（ 8,137）
処　分　業		893（ 882）	34（ 32）	108（ 392）
	中間処理のみ	815（ 814）	28（ 30）	101（ 363）
	最終処分のみ	53（ 45）	3（ 2）	4（ 14）
	中間・最終	25（ 23）	3（ 0）	3（ 15）
合　　計		32,077（ 30,946）	1,834（ 2,019）	3,306（ 8,979）

注）１．許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
　　２．（　）内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 21 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 4,205 件であった。（表２－２参照）

表２－２　産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 21 年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
3,775	430	4,205

（内　訳）

		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業		3,469　(3,514)	403　(　537)
	積替あり	121　(　144)	18　(　58)
	積替なし	3,348　(3,370)	385　(　479)
処分業		306　(　350)	27　(　22)
	中間処理のみ	288　(　304)	25　(　20)
	最終処分のみ	8　(　37)	1　(　1)
	中間・最終	10　(　9)	1　(　1)
合計		3,775　(3,864)	430　(　559)

注）１．（　）内は、前年度の調査結果である。

３．行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 21 年度実績）による〕

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、62 政令市

②調査内容　　行政処分等

（２）調査結果の概要

平成 21 年度における法第 18 条の報告徴収は 13,777 件（前年度 15,786 件）、法第 19 条の立入検査件数は、198,697 件（前年度 198,326 件）であった。

また、平成 21 年度における行政処分については、法第 14 条の３の２（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第 14 条の３による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は 1,162 件（前年度 861 件）、法第 14 条の６による処分（特別管理廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は 115 件（同 70 件）、法第 15 条の３による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第 15 条の２の６による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は 80 件（同 85 件）、法第 19 条の３の命令（改善命令）は 47 件（同 40 件）、法第 19 条の５の命令（措置命令）は 28 件（同 16 件）、法第 19 条の６の命令（措置命令）は 0 件（同 0 件）であった。（表３－１参照）

表３－１　行政処分等の件数（平成 21 年度）

処分等の内容				件数	
立入検査等	法第１８条の報告徴収			13,777	(15,786)
	法第１９条の立入検査			198,697	(198,326)
管理票に関する行政指導	法第１２条の６の勧告			1	(14)
	法第１２条の６に係る指導			394	(113)
行政処分	処理業	（産業廃棄物処理業）		1,162	(861)
		法第１４条の３の２の処分	許可の取消し	1,095	(795)
		法第１４条の３の処分	全部停止	64	(62)
			一部停止	3	(4)
		（特別管理産業廃棄物処理業）		115	(70)
		法第１４条の６の処分	許可の取消し	107	(59)
			全部停止	8	(10)
			一部停止	0	(1)
	処理施設	（産業廃棄物処理施設）		80	(85)
		法第１５条の３の処分	許可の取消し	47	(48)
		法第１５条の２の６の処分	改善命令	17	(24)
			停止命令	16	(13)
	事業者等	法第１９条の３による処分	改善命令	47	(40)
		法第１９条の５による処分	措置命令	28	(16)
		法第１９条の６による処分	措置命令	0	(0)

注）１．（　）内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

ａ）取消処分の推移

図３―１　取消処分件数の経年変化

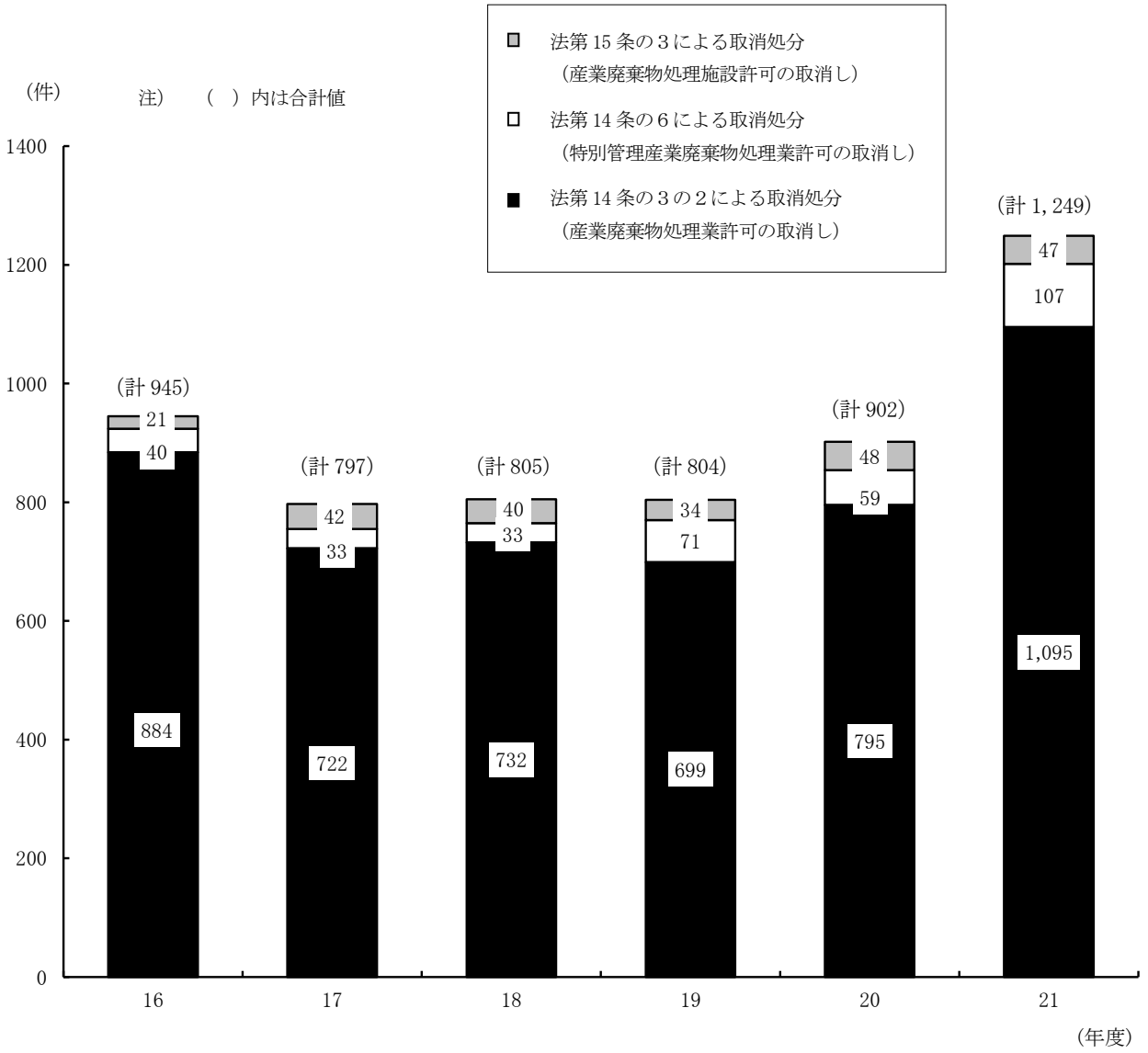

注）　１．平成21年度の数値は、都道府県及び政令市に対し21年4月から平成22年3月末までの実績を調査した結果である。

b）産業廃棄物の許可施設数の推移

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中間処理施設		17,787	19,540	19,284	19,931	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320
	汚泥の脱水施設	6,715	6,708	6,646	6,690	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532
	汚泥の乾燥施設（機械）	234	232	242	236	238	242	248	245	244	243
	汚泥の乾燥施設（天日）	88	82	84	82	78	73	74	71	70	67
	汚泥の焼却施設	709	717	644	650	654	679	691	696	683	680
	廃油の油水分離施設	264	271	261	264	265	256	253	258	260	258
	廃油の焼却施設	646	646	629	639	635	639	668	691	699	680
	廃酸・廃アルカリの中和施設	178	193	196	200	200	186	182	167	149	142
	廃プラスチック類の破砕施設	617	703	832	958	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738
	廃プラスチック類の焼却施設	1,708	1,572	1,125	1,069	1,076	1,052	1,009	980	983	956
	木くず又はがれき類の破砕施設	4,091	5,970	6,684	7,248	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283
	コンクリート固型化施設	47	46	44	44	43	40	37	36	36	35
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	7	7	6	7	8	8	8	8	8	8
	シアン化合物の分解施設	245	235	230	225	216	194	182	177	161	151
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	－	－	－	－	－	－	－	－	14	16
	PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	5	10	13	15	18	16	17	20	19	17
	PCB廃棄物の洗浄施設	0	3	5	7	13	16	13	13	11	11
	その他の焼却施設	2,233	2,145	1,643	1,597	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503
最終処分場		2,750	2,711	2,641	2,490	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157
	遮断型処分場	41	41	39	35	33	33	33	32	32	32
	安定型処分場	1,674	1,651	1,632	1,494	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283
	管理型処分場	1,035	1,019	970	961	961	889	880	860	841	842
合計		20,537	22,251	21,925	22,421	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477

ｃ）都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況（平成22年４月１日現在）

都道府県	中間処理施設	うち焼却施設	最終処分場
北海道	1,373	171	399
青森県	494	89	20
岩手県	427	56	37
宮城県	346	63	26
秋田県	314	47	24
山形県	327	73	23
福島県	396	123	69
茨城県	427	154	44
栃木県	290	53	17
群馬県	431	88	36
埼玉県	520	138	3
千葉県	598	187	37
東京都	370	59	5
神奈川県	639	154	28
新潟県	633	150	47
富山県	469	48	34
石川県	187	34	27
福井県	160	62	14
山梨県	140	21	4
長野県	570	79	26
岐阜県	316	97	17
静岡県	986	224	203
愛知県	1,045	185	115
三重県	557	92	34
滋賀県	201	41	34
京都府	178	31	15
大阪府	318	83	8
兵庫県	583	139	42
奈良県	73	14	17
和歌山県	175	26	10
鳥取県	157	19	15
島根県	208	26	23
岡山県	457	103	45
広島県	536	149	102
山口県	526	131	84
徳島県	179	34	11
香川県	194	34	40
愛媛県	502	79	52
高知県	165	28	15
福岡県	806	147	70
佐賀県	225	39	43
長崎県	273	39	26
熊本県	346	45	37
大分県	294	44	48
宮崎県	291	42	68
鹿児島県	432	38	33
沖縄県	186	41	30
全国計	19,320	3,819	2,157

ｄ）行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法第18条 報告徴収	16,929	45,028	40,576	34,621	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777
法第19条 立入検査	118,188	129,096	119,043	129,753	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697
法第12条の６ 勧　告	0	8	1	0	31	22	6	5	14	1
法第14条の３の２ 許可の取消し	71	239	312	607	884	722	732	699	795	1,095
法第14条の３ 停止命令	156	102	91	87	72	88	77	72	66	67
法第14条の６ 許可の取消し	4	21	49	26	40	33	33	71	59	107
法第14条の６ 停止命令	19	14	16	11	9	9	18	6	11	8
法第15条の３ 許可取消し	6	24	37	33	21	42	40	34	48	47
法第15条の２の６ 改善命令	31	44	80	63	44	38	22	17	24	17
法第15条の２の６ 停止命令	13	23	47	54	22	28	18	14	13	16
法第19条の３ 改善命令	108	179	159	107	107	100	71	54	40	47
法第19条の５ 措置命令	45	115	120	81	85	75	59	55	16	28
法第19条の６ 措置命令	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0

４．産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成 22 年度実績）について

（1）産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成 15 年 12 月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成 22 年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成 22 年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表４－１　産業廃棄物広域認定業者回収量（平成22年度実績）

対象産業廃棄物	回収量（t）		認定数	
石膏ボード、石膏製品	255,629	(259,840)	2	(2)
窯業系サイディング	32,680	(32,456)	4	(5)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	54,344	(49,675)	36	(31)
軽量気泡コンクリート	1,976	(2,536)	3	(3)
工業用研削砥石	731	(771)	5	(5)
鋳物砂	15,902	(6,091)	1	(1)
ロックウール	639	(714)	5	(5)
グラスウール	249	(419)	4	(4)
パーティクルボード	3,892	(4,679)	5	(4)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カルシウム	429	(372)	4	(4)
木毛セメント板	0	(1)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	0	(56)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	5,975	(5,821)	4	(4)
発泡スチロール	99	(149)	1	(1)
ポリオレフィン床材	2	(1)	2	(2)
金属樹脂複合板	55	(33)	2	(2)
木粉入樹脂製成形材	0	(18)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（ﾕﾆﾎｰﾑ）	383	(437)	20	(18)
表面保護フィルム	72	(48)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	137	(120)	2	(2)
梱包用バンド	0	(0)	2	(2)
住宅設備機器	6,064	(5,954)	5	(5)
蛍光ランプ	87	(86)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	4	(1)	1	(1)
建築部材	83,557	(78,442)	12	(9)
原動機付自転車及び自動二輪車	127	(175)	17	(17)
FRP 船	463	(368)	1	(1)
小形充電式電池	1,164	(1,305)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置、ハイブリット車両用電池ユニット	5,489	(4,090)	4	(4)
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製容器	860	(857)	4	(4)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器（集熱器）	1,067	(1,061)	1	(1)
ナイロン６製産業用ネット	0	(0)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	1	(1)	1	(1)
消火器	7,796	(6,627)	1	(10)
UV ランプ	0	(0)	1	(1)
マットレス	25	(7)	1	(1)
環境試験器	15	(20)	1	(1)
プレフロアーシステム	261	(294)	1	(1)
発泡プラスチック断熱材	9	(4)	2	(2)
ゴムクローラー	89	(193)	1	(1)
紙製コンクリート型枠用堰板	2	(46)	1	(1)
道路交通安全製品	35	(26)	1	(1)
仮設用照明機器等	15	(15)	1	(1)
ビニル床タイル等	10	(14)	1	(1)
電子部品製造装置	1,900	(4)	1	(1)
プラスチック製雨樋	3	(9)	1	(1)
農産物低温貯蔵庫	3	(5)	1	(1)
気泡緩衝材等	0	(0)	1	(1)
脱塩ビホース	0	(0)	1	(1)
木質繊維板	7	(0)	1	(1)
ボタン電池	2	(1)	1	(1)
清涼飲料水	7,591	(10,058)	1	(1)
ぱちんこ遊技機	11,514	(0)	1	(1)
システムキッチン	365	(0)	1	(1)
クリーニング用ハンガー製品	32	(4)	1	(1)
コンクリート製鉄道資材	0	(0)	1	(1)
ナトリウム・硫黄電池	0	(−)	1	(−)
繊維製品	0	(−)	1	(−)
携帯電話	0	(−)	1	(−)
ポリエチレン製の容器	0	(−)	1	(−)
コンクリート製ポール	0	(−)	1	(−)
フェノール樹脂積層板	0	(−)	1	(−)
ポリエチレンタンク及びポリエチレンコンテナー	0	(−)	1	(−)
合計	501,750	(473,905)	187	(179)

注）　１．（　）内は、前年度の実績である。

（2）産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。平成22年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表４－２　産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成22年度)

再生利用の内容	再生利用量（ｔ）	再生品数量（ｔ）	再生に伴い生じた廃棄物の数量（ｔ）	認定業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	67,603 (76,961)	23,118,262 (26,709,667)	0 (0)	23 (23)
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	866 (582)	779 (512)	39 (79)	5 (5)
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用	12,842 (11,689)	12,003,895 (9,842,769)	0 (0)	18 (17)
鉱物又は鉱物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得る	27,288 (5,495)	16,810 (3,950)	0 (0)	2 (2)
合計	108,559 (94,727)	－	39 (79)	49 (48)

注）　1．（　）内は、前年度の実績である。

2．廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績及び廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

（３）産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により廃止した「広域再生利用指定制度」は、広域再生利用指定制度により指定を受けていた者については制度廃止後も従来どおりの取扱いを可能とする経過措置を設けていたが、平成23年４月１日をもって経過措置を廃止した。なお、平成22年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成22年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表４－３　産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成22年度実績）

指定産業廃棄物	回収量（t）		指定数	
廃タイヤ	284,339	(260,686)	2	(2)
廃パチンコ台	55	(2,736)	8	(8)
工業用研削砥石	0	(610)	0	(1)
ロックウール	0	(50)	0	(1)
実験用動物輸送容器	0	(246)	0	(1)
クリーニング用ハンガー	0	(35)	0	(1)
電子部品製造装置	0	(5)	0	(1)
合計	284,394	(264,368)	10	(15)

注）　１．（　）内は、前年度の実績である。
　　２．廃パチンコ台の回収量については、２０kg/台として計算した。

５．産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 21 年度実績）による〕

（１）最終処分場の残存容量（平成 22 年 4 月 1 日現在）

最終処分場の残存容量は約 18,003 万ｍ^{3}であり、前年度から約 364 万ｍ^3（約 2.1%）増加した。

表５－１　最終処分場の残存容量（平成 22 年 4 月 1 日現在）

（単位：m^3）

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		１２，５３０ （１６，０８５）
安定型処分場	総数	７５，４２５，６８１ （７５，４４４，４５８）
管理型処分場	総数	１０４，５９５，９５６ （１００，９３３，１９８）
	うち海面埋立	２５，８７３，６２９ （２１，７７０，８９８）
計		１８０，０３４，１６７ （１７６，３９３，７４１）

注）１．法第１５条第１項の許可を受けた施設である。
２．「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
３．（　）は、前年度の調査結果である。

（２）最終処分場の残余年数（平成 22 年 4 月 1 日現在）

平成 21 年度の最終処分量及び平成 22 年４月１日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 13.2 年であるが、首都圏では 4.4 年と依然として厳しい状況にある。

表５－２　産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	最終処分量 （万 t）	残存容量 （万ｍ^3）	残余年数 （年）
全国	１，３５９ （１，６７０）	１８，００３ （１７，６３９）	１３．２ （１０．６）
首都圏	４３３ （４３６）	１，８９２ （２，０２８）	４．４ （４．７）
近畿圏	２２５ （２４１）	２，００９ （１，７５０）	８．９ （７．３）

注）１．首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
２．残余年数＝残存容量／最終処分量とする。（t とｍ^{3}の換算比を１とする）
３．（　）内は、前年度の調査結果である。
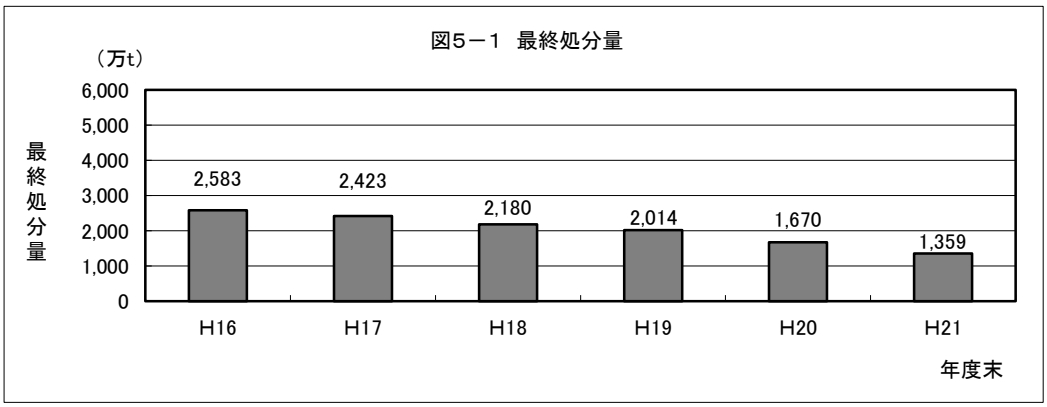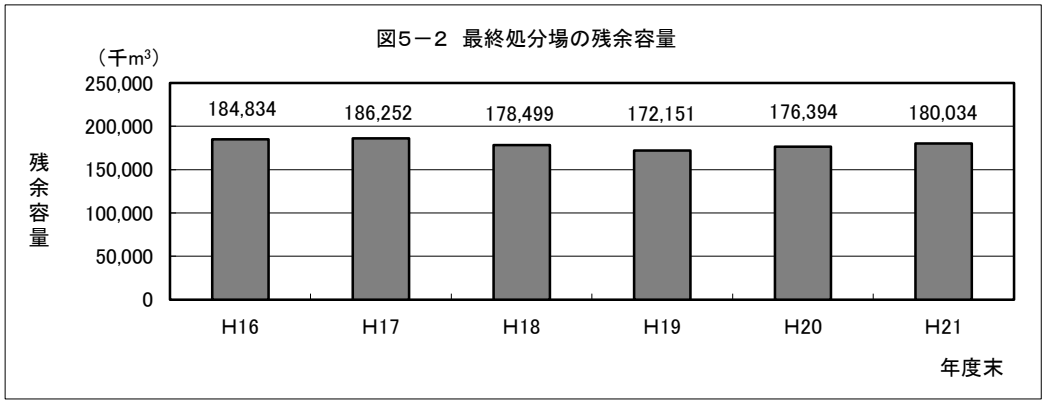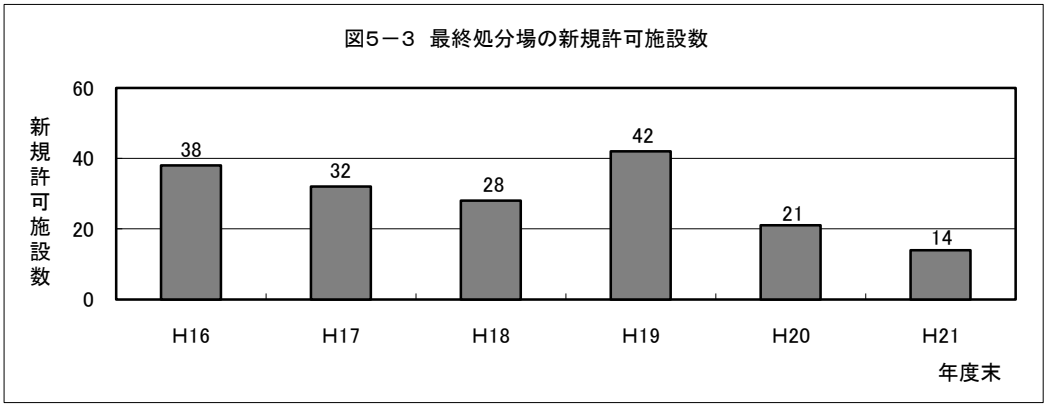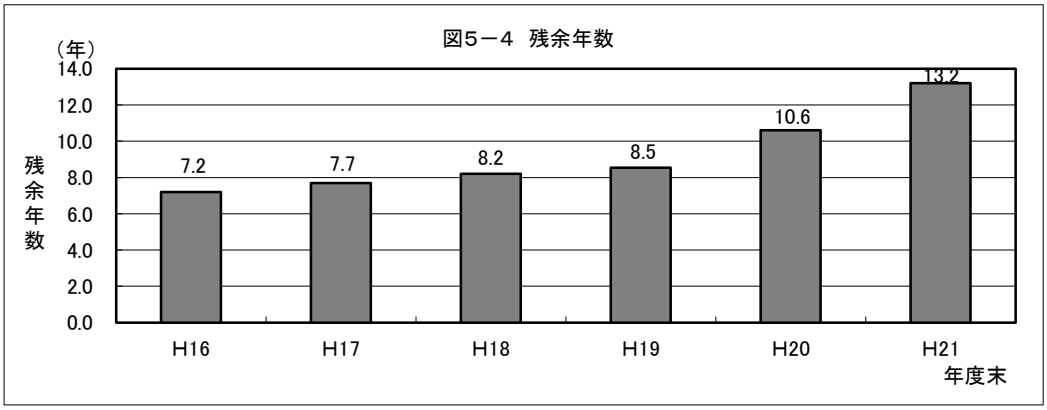
（3）最終処分場の残余年数等の推移